

議案第十五号

港区介護保険における指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十七年二月十八日

提出者 港区長 武井雅昭

港区介護保険における指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

港区介護保険における指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準等を定める条例（平成二十五年港区条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

第九条中「できるよう」の下に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加える。

第十五条の見出し中「複合型サービス」を「看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第一項中「複合型サービス」の下に「（介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）

第十七条の十に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。）」を加える。

第十九条中「第八条の二第十七項」を「第八条の二第十五項」に改める。

## 付 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

(説 明)

介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十七年厚生労働省令第四号）の施行による指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）の一部改正に伴い、指定地域密着型サービスとして実施する事業の名称を変更する必要があるため、本案を提出いたします。